

鳥取市持続可能な権利擁護支援モデル事業に関する実態調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

鳥取市持続可能な権利擁護支援モデル事業に関する実態調査業務

2. 業務の趣旨

本市において、ひとり暮らし高齢者世帯が増加する中、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策について検討を進めるため、地域の実態に合わせた持続可能な権利擁護支援モデル事業に向けて取り組む。

具体的には、身寄りのない高齢者等に対する①生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口のあり方、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に提供する総合的な支援パッケージのあり方を検討するうえで必要な実態調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、①、②及び持続可能な権利擁護支援の仕組みについて具体的な内容を提案する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

鳥取市内 他

5. 業務の内容

（1）実態調査

① 単身高齢者への調査

○調査対象：単身高齢者

○調査方法：アンケート（全20問程度）、ヒアリング

○調査人数：約500名

【内訳】約460名（アンケート）、約40名（ヒアリング）

○調査項目：単身高齢者の生活実態

生活上の課題と必要な支援

支援につながる相談窓口の体制 等

○留意事項：対象者の抽出、アンケート用紙等の配布及び回収は本市が行う。

ヒアリング対象者は本市と受託者が協議の上決定する。

② 民生委員への調査

○調査対象：民生委員

○調査方法：アンケート（全２０問程度）、ヒアリング

○調査人数：約５２０名

【内訳】約５００名（アンケート）、約２０名（ヒアリング）

○調査項目：単身高齢者等の支援活動等における課題と対応状況

必要と考える支援、提供・相談体制

民生委員の関わり方 等

○留意事項：アンケート用紙等の配布及び回収は本市が行う。

ヒアリング対象者は本市と受託者が協議の上決定する。

③ 権利擁護支援関連機関への調査

○調査対象：相談及び支援機関等

【想定される対象者】

介護保険サービス事業者、地域包括支援センター、土業、病院、

介護施設、社会福祉協議会、権利擁護支援センター、不動産業者

○調査件数：３０件以上

○調査方法：アンケート、ヒアリング 等

○調査項目：単身高齢者等の権利擁護支援の課題と対応状況

提供可能な支援の内容

必要な支援提供体制 等

○留意事項：調査対象者は本市と受託者が協議の上決定する。

（２）実態調査結果に基づく包括的かつ持続的な権利擁護支援体制の提案

① 生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口体制のあり方

② 民間による支援を受けられない方を対象に提供する総合的な支援パッケージのあり方

③ 持続可能な支援体制の仕組み

６．本業務にあたっての留意事項

（１）アンケート、ヒアリングの内容は、本仕様書の調査項目をもとに受託者が作成し、本市と協議の上、完成させること。

（２）アンケート調査は WEB と紙媒体を併用して実施できるようにすること。

（３）本市において配布及び回収したアンケート用紙を含め集計は受託者が行うこと。

（４）ヒアリングの日程調整は受託者が行うこと。

（５）ヒアリングの協議録を作成すること。

（６）調査の問い合わせ先は受託者とする。

７．報告書及び概要図の作成

- (1) 報告書は、調査結果を必要に応じグラフ等を使用し分かりやすくまとめること。
- (2) 報告書には、実態調査結果を踏まえ、適宜クロス集計等を行ったうえで総合的な分析や考察を記載すること。
- (3) 報告書には、調査結果、分析及び考察等を踏まえ、包括的及び持続的な支援体制の提案内容（事業スキーム、事業実施主体等）を記載すること。
- (4) 概要図は、包括的かつ持続的な権利擁護支援体制を、イラスト等を用いて分かりやすくまとめること。

8. 成果物の提出

本業務の成果物は次に定めるものとし、Microsoft Office 等の加工可能な電子データで提出すること。なお、成果物は、有効に活用できるよう整理すること。

- (1) 報告書及び概要図
- (2) 本業務において得られた全調査結果のローデータ、集計表、ヒアリング協議録等

9. 権利関係

(1) 成果物の帰属

本委託業務による成果物（報告書等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の規定に定められた権利を含む。）及び所有権は全て本市に帰属する。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。ただし、本市が使用を指定した場合はその限りではない。

10. 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た市、個人・法人等の情報を契約の目的以外に利用又は第三者に提供してはならない。また、この契約が終了又は解除された場合も同様とし、これらの情報漏えいにより生じた損害については、全て受託者の責任において処理すること。

11. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

12. その他

- (1) 受託者は本市の意図及び目的を十分に理解したうえで、適切な工程により正確に行うものとする。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、本市と受託者で協議

の上で決定する。